

申告相談日程表

《各会場の開館（受付開始）時間》

8時～（鷹巣・阿仁合・前田地区は
8時30分～／大阿仁地区は9時～）

《申告相談時間》

9時から12時および13時から終了まで
※ただし、受付時間は15時まで
（鷹巣・阿仁合・前田地区は9時30分～／大阿仁地区は
10時～）

◆今年は鷹巣地区会場の時間を変更しています。日程表をご確認のうえ、申告会場までお越しください。
会場開館時間：「8時」→「8時30分」 相談開始時間：「9時」→「9時30分」

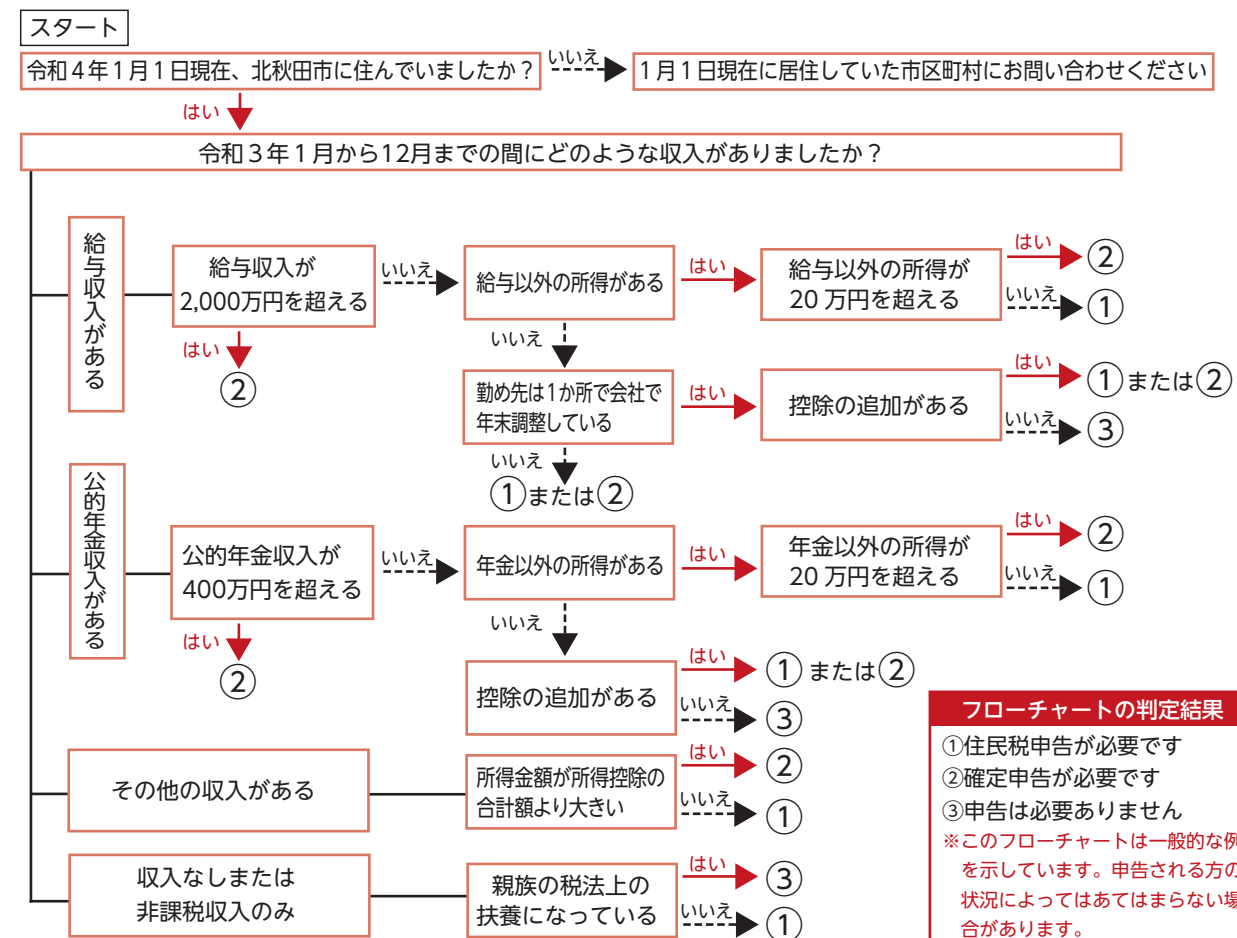
- ◆午前中の受付は、混み具合によって人数制限をする場合があります。また、相談内容によっては受付順が前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆各会場の駐車場は積雪状況により、十分な駐車スペースが確保できない場合があります。
- ◆指定対象地区の会場・日時の変更を希望される方は、前日までに電話連絡（☎62-1116）をお願いします。
- ◆新型コロナウイルス感染症等の感染状況により、申告相談の開催が困難な場合には、急遽申告相談を中止する可能性があります。その際は、ホームページや防災ラジオ等でお知らせいたしますのでご了承ください。

日 曜	鷹巣地区	申告会場	日 曜	合川・森吉・阿仁地区	申告会場
2/2 水	申告相談なし		2/2 水	比立内 新町 比立内下町 幸屋渡	大阿仁出張所
3 木	申告相談なし		3 木	打当 前山 中村 打当内 戸島内 棚木沢 小倉野尻 長畑 菅生 新中 幸屋 岩野目沢 鳥坂	※10:00～
4 金	本郷 根木屋敷 妹尾館 中畑 大畑 横測 岩脇 吉野	七日市基幹集落センター ※9:30～	4 金	荒瀬 荒瀬川 鍵ノ滝 萱草 伏影 根子 笑内	阿仁庁舎 ※9:30～
7 月	葛黒 与助岱 三ノ渡 黒森 松沢 明利又 上舟木 下舟木 吉ヶ沢 深沢 品類		7 月	下新町 上新町 畑町 畑町東裏	
8 火	小森 四渡 坊山 湯ノ岱 中屋敷	沢口林業センター ※9:30～	8 火	新町 上岱 大町 横町 真木沢 湯口内	
9 水	脇神 上野 藤株 小摩当 高村岱		9 水	小様 小測 吉田	
10 木	上町 向黒沢 前野		10 木	李岱 東根田 西根田	
14 月	小田 田子ヶ沢 松原 糠沢 大畑 二本杉 岩谷 旭ヶ丘	綴子基幹集落センター ※9:30～	14 月	福田 新田目 明田 八幡岱 美栄 林岱 羽根山	
15 火	下町 大堤 昭和		15 火	三木田 鎌沢 雪田 杉山田	
16 水	前山 今泉		16 水	木戸石 増沢	
17 木	黒沢 深関 相善町 羽立	坊沢公民館 ※9:30～	17 木	羽立 芹沢 大内沢 三里 摩当	
18 金	大町 上町 街道町 新屋敷町		18 金	松ヶ丘 下杉	
21 月	太田 摩当		21 月	川井 道城	
22 火	あけぼの町 岩坂 大沢 李岱 田沢		22 火	上杉 上杉団地 桃栄 金沢 金沢団地 弥栄	
24 木	掛泥 太田屋敷後 高野尻 高野尻団地		24 木	合川 梅栄	
25 金	佐助岱 湯車 緑ヶ丘 蟹沢 南鷹巣 小ヶ田		25 金	桂瀬 上羽立 下羽立 惣内 桂坂 通り町	
28 月	田中 胡桃館 南田中		28 月	陣場岱 神成 五味堀 柏木岱 大岱	
3/1 火	住吉町 花園町		3/1 火	根森田 巻淵 堺田 細越 止 羽根川 新屋布 小又	前田公民館 ※9:30～
2 水	西陣場岱 高森岱 石ノ巻岱 堂ヶ岱 舟場川口	北秋田市交流センター ※9:30～	2 水	下前田 鍛冶町 八幡森 前田駅前 工場地帯 宮ノ下 新ノ又 平里	
3 木	舟見町 新舟見町		3 木	御嶽 本城御嶽 本城上 本城下 本城荒町 本城町屋 長下 滝ノ沢 御狩屋 松栄	
4 金	米代町 元町 西屋敷 柳中 下家下 東上綱		4 金	大杉 裏町 学校通り 根小屋 日栄 鶴田 長野 米畑 中新田 大沢	
6 日	鷹巣地区で平日に申告できない方		7 月	寄延 冷水岱 浦田 大測 白坂 山崎 長野岱 高校通り	
7 月	宮前町 旭町 松葉町 掛泥向		8 火	向本城 川向 駅前 新丁 本丁	
8 火	東横町 大町 幸町 内幸町 東中岱 平成町		9 水	七曲 松山町 伊勢ノ森 新町 横町 大町 中道岱	
9 水	材木町 伊勢町		10 木	合川、森吉、阿仁地区で指定日に申告できなかった方	
10 木			11 金		
11 金	鷹巣地区で指定日に申告できなかった方		13 日	合川、森吉、阿仁地区で平日に申告できない方	
14 月			14 月	合川、森吉、阿仁地区で指定日に申告できなかった方	
15 火			15 火		

☆日曜日は大変混み合うことが予想されます。できるだけ指定対象地区の指定日にご相談ください。



申告確認フローチャート



フローチャートの判定結果

①住民税申告が必要です
②確定申告が必要です
③申告は必要ありません
※このフローチャートは一般的な例を示しています。申告される方の状況によってはあてはまらない場合があります。

申告前に書類の確認を！

- 申告相談を受けられる方は、次の書類をお持ちください。（□欄を使って確認してください）
- 税務署から「確定申告のお知らせのはがき（封書）」または「申告書等用紙」が届いた方は、必ずお持ちください。

- すべての方
 - 印鑑（認印など） □マイナンバーの番号確認書類と身元確認書類 □預金口座番号のわかるもの（還付申告の場合）
- 給与収入、公的年金収入のある方
 - 源泉徴収票、または支払証明書など
- 営業、農業、不動産収入のある方
 - 収支内訳書または収支を集計している帳簿類
- 利子、配当、一時所得のある方
 - 支払調書など収入額がわかるもの □経費がある場合はその額のわかるもの
- 譲渡・山林所得のある方
 - 売買契約書 □経費がある場合はその額のわかるもの
 - 特別控除の特例を受ける場合は、その内容が確認できる書類
- 各種控除を受ける方
 - 社会保険料控除証明書または領収書など □生命保険料控除証明書 □地震保険料控除証明書
 - 寄附金受領書 □身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書 □在学証明書
 - 医療費控除の明細書または個人ごと医療機関ごとの医療費を集計したもの
 - 災害による損失により支出したものがあつた場合は、その領収書など